

東と弁往來

第39回

青森県法テラス・ひまわり公設事務所 現場視察交流会



弁護士法人北千住パブリック法律事務所
会員 中嶋 翼 (67期)

法テラス青森法律事務所
(青森県青森市)
つがるひまわり基金法律事務所
さくら総合法律事務所
(青森県五所川原市)

1. はじめに

2015年2月27日、公設事務所運営特別委員会の委員や公設事務所の若手弁護士を中心とする総勢17名で、法テラス青森法律事務所（青森県青森市）、つがるひまわり基金法律事務所（青森県五所川原市）、さくら総合法律事務所（青森県五所川原市）を訪問しました。

2. 法テラス青森法律事務所

法テラス青森法律事務所には、小沢博之弁護士（64期、当会出身）、平井健太郎弁護士（65期）、北窓弘之弁護士（65期）の合計3名のスタッフ弁護士が勤務しています。事務所はJR青森駅近くの青森市中心部に位置する広々としたオフィスビルの中にあり、法テラス青森地方事務所とは別の場所です。所内には弁護士3名の予定を一覧できるホワイトボードが設置され、Googleカレンダーと併用することで所内での情報共有に努めているそうです。東京・中野坂上にある法テラス本部とのデータのやりとりもあるそうで、デジタル化による仕事の効率化が図られていると感じました。

法テラス八戸法律事務所、法テラスむつ法律事務所も含めた青森県内の法テラスの特徴として、地元の弁護士では受任しきれない困難な案件、採算が合わない等のため受任がためらわれる案件、前任弁護士に辞任された案件、地元の弁護士が利益相反になって受任できない案件等が相当数あるそうです。青森県弁護士会は会員数が100名をこえ、昔に比べるとだいぶ弁護士の人数は増えていますが、地元の弁護士だけでは対

応しきれない案件も現実によく存在しており、スタッフ弁護士の必要性は高いとのことでした。

事件の類型としては、前述のような地元弁護士では対応困難な一般民事・家事・クレサラ事件を中心とし、一定数の刑事事件も扱っています。そして、現在は、県内の福祉機関等との連携活動に特に力を入れているそうです。具体的には、スタッフ弁護士と法テラス青森地方事務所職員が、県内40市町村の各役所（高齢者・障がい者福祉担当部署）や地域包括支援センター等を直接訪問し、法的問題を抱える人々の掘り起こしのための協力等を依頼し、法テラスの業務説明や講演活動の広報もするというものです。直接訪問して直接話をするこの意義は大きく、法テラスの業務内容を具体的には知らなかったり、知っていても相談の電話をかけるには心理的ハードルが高かった関係機関職員から、講演依頼や相談の電話が多数来るようになったそうです。関係機関との連携を通じて、全ての人と司法を結ぶ架け橋になるという法テラスの理念を全うするべく努力しているとのことでした。



青森での交流会

3. つがるひまわり基金法律事務所・ さくら総合法律事務所



松田亘平弁護士

つがるひまわり基金法律事務所は、2007年11月19日に設立された公設法律事務所であり、松田亘平弁護士（66期）が4代目所長として2015年1月から勤務されています。さくら総合法律事務所は、2002年1月30日に設立された五所川原ひまわり

基金法律事務所を前身とし、所長の花田勝彦弁護士（50期、当会出身）がそのまま現地に定着されてできた事務所です。両事務所とも、五所川原駅近くのオフィスビル（それぞれ別のビル）の一角にあります。

青森地裁五所川原支部管内は、西津軽郡、北津軽郡と五所川原市からなり、西北五地域と呼ばれています。管内人口は約16万人ですが、それに対して弁護士は6名です。管内の案件は、その大半をつがるひまわり基金法律事務所とさくら総合法律事務所がカバーしているとのことでした。

事件の種類としては、以前はクレサラ事件が大きな割合を占めていましたが、最近は一般民事・家事事件の割合が増加しています。刑事事件の数はごくわずかですが、起訴後に被告人が弘前拘置支所に移送されると、冬場は接見に赴くのが大変だそうです。私たちが視察をした日も、天候が急変して雹が降ってきたり吹雪に見舞われるなど、北国の気候の厳しさの一端を垣間見ることになりましたが、このような悪天候の中で長距離移動をしなければならないとなると、北国出身ではない弁護士は体力・精神力ともに相当タフでないといけないと感じました。

五所川原で仕事をする苦勞として、冬場の悪天候による事故の危険のほかに、法律相談や尋問等の際に



五所川原での交流会

津軽弁が聞き取れず対応に苦慮することが挙げられました。また、地域の平均収入が東京に比べて非常に低く大半の案件が法律扶助事件であるため、事務所経営のためにたくさん受任しなければならず、処理が追いつかなくなる悩みをいつも抱えているそうです。一方で、多様な事件を扱うことができ好奇心を刺激されるとともに、過疎地ならではの人の密接な関係のなかで依頼者の人生に残る活動ができることのやりがいは大きいと感じました。

4. おわりに

スタッフ弁護士やひまわり基金弁護士が地方に赴任する意味はなんでしょうか。

過疎地型公設事務所や法テラス4号（過疎対応）事務所ができた当初から、弁護士の人的不足を補うという側面は重視されてきたようです。特に地方では、前述のような地理的・気候的な問題や採算の問題によって受け手のいない事件はたくさんあるため、かかる側面は依然として重要でしょう。

しかし、地方でも弁護士の人数が増えた現在、人的不足を補うというだけではスタッフ弁護士やひまわり基金弁護士の存在意義として不十分でしょう。青森の法テラスでは、福祉機関等に実際に足を運ぶことで関係者と顔をつなぎ、今までは法的問題として顕在化することなく埋もれていたような案件を掘り起こす活動をしていました。五所川原の法律事務所では、身近に弁護士が全くおらず弁護士に相談するという発想自体が乏しかった地域の状況を変える努力をしてきたようです。このように、新たに受任のルートを確保していく「砕氷船」としての役割は、地域住民のためにも、事件の掘り起こしという目に見える結果を出して法テラスや公設事務所に対する地元弁護士会の理解を深めてもらうためにも、今後ますます赴任した弁護士に求められることになりそうです。

ひとりひとりの弁護士にできる個々の仕事は小さなものかもしれませんが、しかし、地道な活動を積み重ねていくことで、少しずつ成果を生み出していける。今回、青森で奮闘されている弁護士の活動を目の当たりにして、改めてそのように感じました。私も、ひとりの弁護士として、自分に何ができるか、何をすべきかを常に意識して、今後も日々の仕事に取り組んでいきたいと思えます。